

食べやすくおいしい

# 毒饅頭



目的は憲法九条二項殺し（軍隊保持と交戦権復活）。

成立した国民投票法にしたがって「自民党憲法」で投票用紙をつくってみました。どうぞおめしあがりください。

## 日本国憲法改正国民投票

都（道府県）（市）（町）（村）  
選挙管理委員会 印

### ○ 注意

- 一、憲法改正案に賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。
- 二、憲法改正に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。
- 三、○の記号のほかは何も書かないこと。



記載欄

**賛成**

憲法改正案

（個人情報保護等）

何人も、自己に関する情報を不当に取得され、保有され、又は利用されない。

②通信の秘密は、侵してはならない。



甘い香りにたまされしないでください。ほかにも犯罪被害者の権利、知的財産権など「新しい人権」が目白押し。でも、これらの改正案は現行憲法十三条、および現行憲法二十一条などに含まれます。改憲の必要は全くありません。目的は、甘い味つけで人権派に○をつけさせることです。

記載欄

**賛成**

（国の環境保全の責務）

国は、国民が良好な環境の恵沢を享受することができるようにその保全に努めなければならない。



環境保全の義務は、現行憲法二十五条に含まれます。これも改憲の必要は全くありません。改正案の目的は、環境派を、改憲派にするため。このように、改正案には、鯛を釣るためのおいしいそつなエサがたくさん盛り込まれています。



記載欄

**賛成**

安全保障（平和主義）

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。



自民党改憲案の条一項です。これで平和派を改憲派にします。条文は現行憲法の条とまったく同じです。これでは改憲案にはならないのでは...? いいえ、項目名がちがいます。現行憲法の条は「第二章 戦争放棄」自民改憲案は「第二章 安全保障（平和主義）」。どうしてなの？

（裏）